

愛知県建設業社会保険加入推進地域会議

議 事 次 第

日 時 : 平成29年7月20日(木) 16:00~16:30

会 場 : 桜華会館 3階 桜花の間

1. 開 会

- ・挨拶(国土交通省土地・建設産業局 出口建設市場整備課長)
- ・挨拶(国土交通省中部地方整備局 西口建政部長)
- ・挨拶((一社)愛知県建設業協会 竹下労務委員長)

2. 議 事

(1) 取組事例について

((一社)日本建設業連合会中部支部

(株)大林組名古屋支店 伊藤土木工事第一部長)

(2) 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

(進行:(一社)愛知県建設業協会 大西専務理事)

3. 閉 会

「愛知県建設業社会保険加入推進地域会議」について

（名称）

本会議は、愛知県建設業社会保険加入推進地域会議（以下、「愛知県地域会議」という。）と称する。

（目的）

これまで業界を挙げて進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険の加入の運動を定着させていくことが必要である。

社会保険の加入に積極的に取り組む企業が集まり、行動基準の申し合わせ等を行い、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的とする。

（構成員）

愛知県内に拠点を置く建設業者又は愛知県内での施工実績を有する建設業者を基本とし、業界団体への加盟・非加盟は問わないものとする。

（主催者）

（一社）愛知県建設業協会、（一社）日本建設業連合会中部支部、建設産業専門団体中部地区連合会、国土交通省中部地方整備局による共催とする。

（開催内容）

- 一 社会保険加入対策に関する先進的な取組を行っている建設企業（又は建設業団体）からの発表
 - 二 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準（※）の採択
- ※ 行動基準（案） 別紙参照

（事務局）

愛知県地域会議の事務局を国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課に置く。

（その他）

採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、リストアップを行い、地方整備局のホームページ等にて公表を予定。

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」(案)

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、7月20日の愛知県建設業社会保険加入推進地域会議において採択された、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

<送付先>愛知県地域会議事務局(中部地方整備局 建政部 建設産業課)

FAX: 052-953-8606

※お問合せは、事務局(TEL: 052-953-8572)までお願いします。